

(様式3-2)

法人名:独立行政法人水産総合研究センター

## 22年度予算における公益法人等への契約による支出状況(第1・四半期)

(単位:円)

| 契約の相手方<br>法人名称    | 物品役務等、<br>公共工事等の名称  | 契約形態の別           | 契約金額       | 契約締結日     |
|-------------------|---|------------------|------------|-----------|
| 財団法人中部電気保安協会伊勢事業所 | 養殖研究所自家用電気工作物保安管理業務   | 一般競争入札           | 1,562,400  | 2010/3/26 |
| 財団法人東海技術センター      | 養殖研究所実験排水水質検査業務   | 一般競争入札           | 795,900    | 2010/3/26 |
| 社団法人日本広報協会        | 平成22年度水産総合研究センター広報誌等制作・配布業務                                       | 随意契約<br>(競争性あり)  | 12,305,504 | 2010/3/31 |
| 財団法人日本システム開発研究所   | 独立行政法人水産総合研究センター出張旅費システム保守業務                                      | 随意契約<br>(競争性あり)  | 1,559,712  | 2010/3/31 |
| 社団法人漁業情報サービスセンター  | 平成22年度資源評価調査委託事業  | 一般競争入札           | 85,400,000 | 2010/4/1  |
| 財団法人北海道電気保安協会     | さけますセンター自家用電気工作物保安管理業務  | 随意契約<br>(競争性あり)  | 3,526,740  | 2010/4/1  |
| 社団法人海洋水産システム協会    | 平成22年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発委託事業(継続)「魚介類の出荷前畜養と環境馴致による高品質化システム技術開発」 | 随意契約<br>(競争性なし)※ | 3,400,000  | 2010/4/1  |
| 財団法人九州電気保安協会長崎支部  | 西海区水産研究所自家用電気工作物保安管理業務  | 一般競争入札           | 3,371,760  | 2010/4/1  |
| 財団法人海洋生物環境研究所     | 平成22年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発委託事業(継続)「環境変化に対応した砂泥域二枚貝類の増養殖生産システムの開発」 | 随意契約<br>(競争性なし)※ | 1,800,000  | 2010/4/1  |
| 社団法人全国豊かな海づくり推進協会 | 平成22年度栽培漁業技術地域定着推進委託事業  | 一般競争入札           | 15,942,055 | 2010/5/17 |
| 財団法人地球・人間環境フォーラム  | 海水栄養塩分析業務   | 一般競争入札           | 1,483,650  | 2010/5/28 |
| 社団法人全国豊かな海づくり推進協会 | 平成22年度栽培漁業ブロック会議及び栽培漁業技術中央研修会の開催委託業務                              | 一般競争入札           | 9,325,884  | 2010/6/4  |
| 社団法人漁業情報サービスセンター  | 平成22年度国際資源対策推進委託事業(科学オブザーバー育成事業)                                  | 一般競争入札           | 1,199,100  | 2010/6/10 |

※共同研究グループ内の契約なので形式上随意契約であるが、実際には外部有識者等で構成される審査会が再委託先も含めた共同研究グループ全体を審査した上で委託契約しており、実質的には競争性・透明性を確保しているところ

### 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人が含まれている。

(注2) 契約締結日の早いものから記載すること。契約締結日が同じものについては契約金額の大きいものから順に記載すること。

(注3)「物品役務等、公共工事等の名称」の欄には、「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表」において用いられている名称などを参考に記載すること。

(注4)「契約形態の別」の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約(競争性の有無)の別を記載すること。

(注5) 危機管理等の観点から契約の相手方や物品役務等の名称を公表することが適当でないと判断される場合は、該当箇所はその旨を記載すること。